

デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した 著作権制度・政策の在り方について 第一次答申（案） 【概要】

令和5年2月
文化審議会

諮詢

- 令和3年7月、文部科学大臣より「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮詢
- 令和3年度（第21期）、令和4年度（第22期）の2年間にわたり、クリエイター等の著作権者等や事業者等、多様な関係者からのヒアリング、パブリックコメントを行い、議論。

答申内容

第1部 DX時代に対応したコンテンツの利用円滑化とそれに伴う適切な対価還元方策について

第1章 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について

第2章 立法・行政・司法のデジタル化に対応した著作物等の公衆送信等について

第2部 DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策について

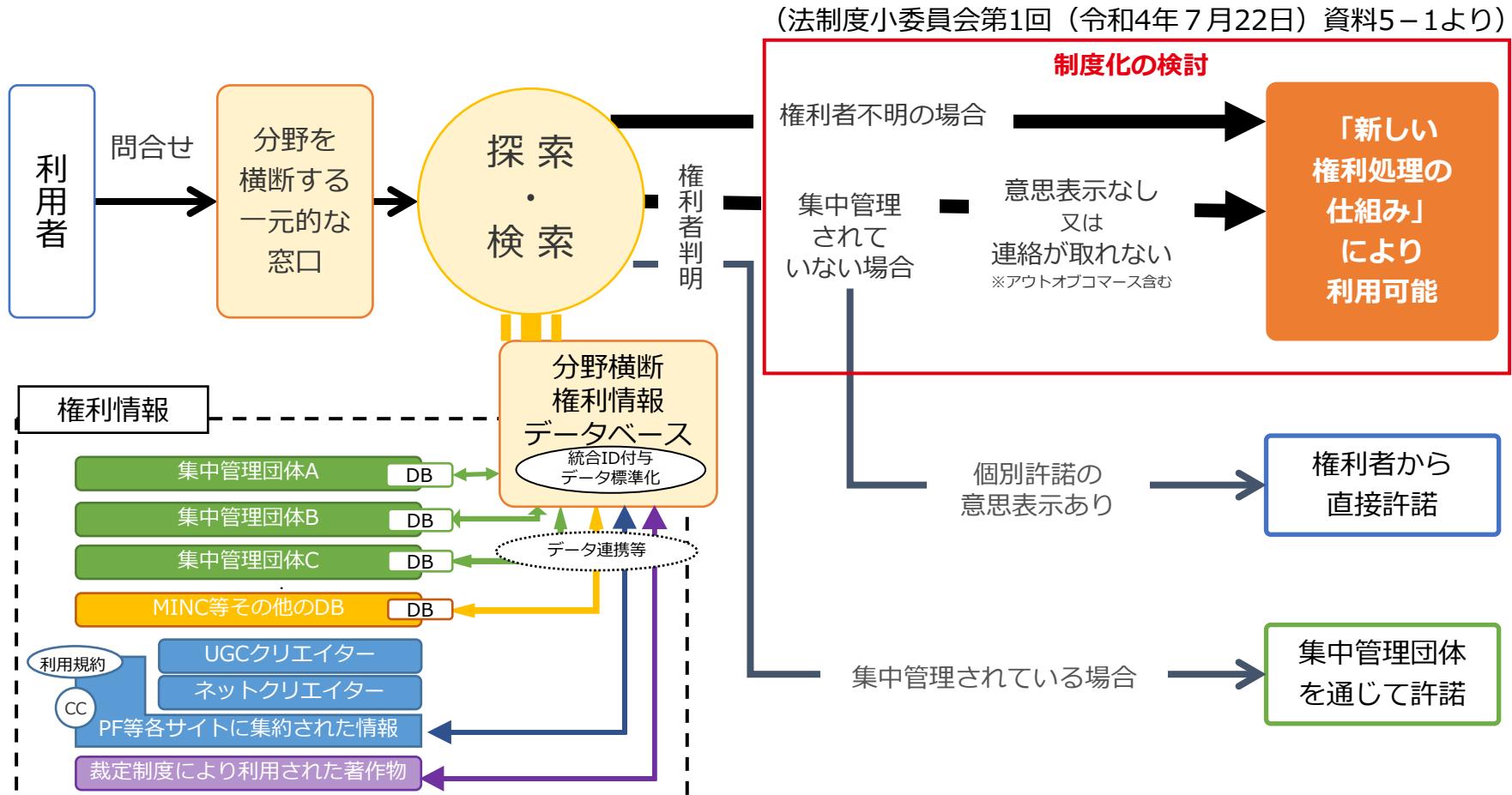
第1章 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直しについて

第2章 国境を越えた海賊行為による著作権侵害に対する対応の在り方について

第3章 DX時代に対応した著作権制度・政策の普及啓発・教育について

※ 謝問のうち、デジタルプラットフォームサービスに係るいわゆるバリューギャップや契約の在り方についての課題や実態等を踏まえた対応については、今後も引き続き審議。

令和3年度(第21期)の著作権分科会中間まとめで示された方向性



※この仕組みによらず、従前の通り利用者が直接権利者に許諾を得て利用することは可能。

※ 方向性とともに、クリエイターの意思（許諾権等）の尊重や二次創作に係る柔軟な運用を阻害しないこと、既存のライセンスビジネスや商慣行に悪影響を与えないようすること、安心して著作物等を利用できること、制度や仕組みについて、管理運営コストを考慮し、持続可能な仕組みとすること、といった留意点も示された。

制度化の骨子

- 著作物の利用の可否や条件に関する著作権者等の「意思」が確認できない（「意思の表示」がされていない）著作物等について、一定の手続を経て、使用料相当額の利用料を支払うことにより、著作権者等からの申出があるまでの間の当該著作物の時限的な利用（※）を認める新しい制度（以下「新制度」という。）を創設する。

※法的安定性の確保や著作権者等との協議を通じた円滑な利用を促す観点から、利用期間の上限を設けるとともに、著作権者からの申出後ただちに利用を停止するのではなく、申出から利用停止まで一定の期間を確保する。ただし、著作権者等の利益を不当に害することとなる場合等については速やかに利用を停止することとする。この一定の期間については、制度の運用において、著作権者等又は利用者から丁寧に聞き取りを行う。

- 新制度の手続については、利用者にとっての窓口の一元化及び手続の迅速化・簡素化及び適正な手続を実現するため、文化庁長官による指定等の関与を受けた窓口組織が担うこととする。併せて、その違法利用や濫用的な利用等の抑止の観点から、手続の簡便・迅速さには留意した上で、時限的な利用の決定やその取消は文化庁長官の行政処分とする。
- 新制度による利用については、利用される著作物と利用方法等を広く公表することで、著作権者等による申出の機会を確保するとともに、著作権者等の申出に基づき使用料相当額の利用料が支払われる仕組みとする。
- 時限的でない利用を可能とする仕組みについては、裁判制度を活用した方策とする。併せて裁判制度については窓口組織を活用した手続（補償金の額の算定や供託に係る手續等を含む。）の迅速化・簡素化を図る。

要件

(1) 以下に掲げる要件を全て満たすこと。

- 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物であること ※新制度の創設前に創作され、公表された著作物についても対象とする
- 以下の判断プロセスによって著作権者等の利用に係る「意思」が確認できないこと
 - ① 集中管理されている著作物 → 対象外
↓ (集中管理されていない)
 - ② 利用の可否や条件等が明示されている著作物（オプトアウトが示されている著作物を含む）→ 対象外
↓ (明示されていない) ※新制度による利用を拒絶すること。著作権者単位・著作物単位の双方で可能とする。
 - [③ – 1 著作権者等に係る情報がない・連絡不能 → 対象
 - [③ – 2 著作権者等に係る情報がある場合は連絡を試みて利用の可否や条件等を確認
(連絡後) ※②の段階で利用の可否等の明示がある場合は個別の連絡をするまでもなく対象外
 - ⇒④ – 1 返答（交渉の意向等を含む）がある → 対象外
 - ⇒④ – 2 一定期間返答がない → 対象

※①～④について、効果が時限的であり申出により利用を止められることを踏まえ、著作物等、公式ウェブサイト、データベース、検索エンジン等を活用したより短期間となる手続とする。

※②について、アウトオブコマースについては、過去に公表された時点で示されている「複製禁止・転載禁止」の記載のみをもって判断すべきではないとの意見があり、現在市場に流通していないなどにより現在の意思が確認できない場合の扱いについては、実態等を踏まえて引き続き今後の検討課題とする。なお、著作権者等不明の場合の裁判制度の活用を踏まえ、その手続を迅速化・簡素化することによる利用円滑化を図ることとする。

- 著作権者等の利益を不当に害したり、著作者の意向に反するといったことが明らかであると認められるときに該当しないこと ※翻案利用も対象とするが、人格的利益についても一定の配慮がなされるようにする。

(2) 使用料相当額に当たる利用料を支払うこと

※ (1)、(2) の手続は、窓口組織による簡素な手續を想定。

効果

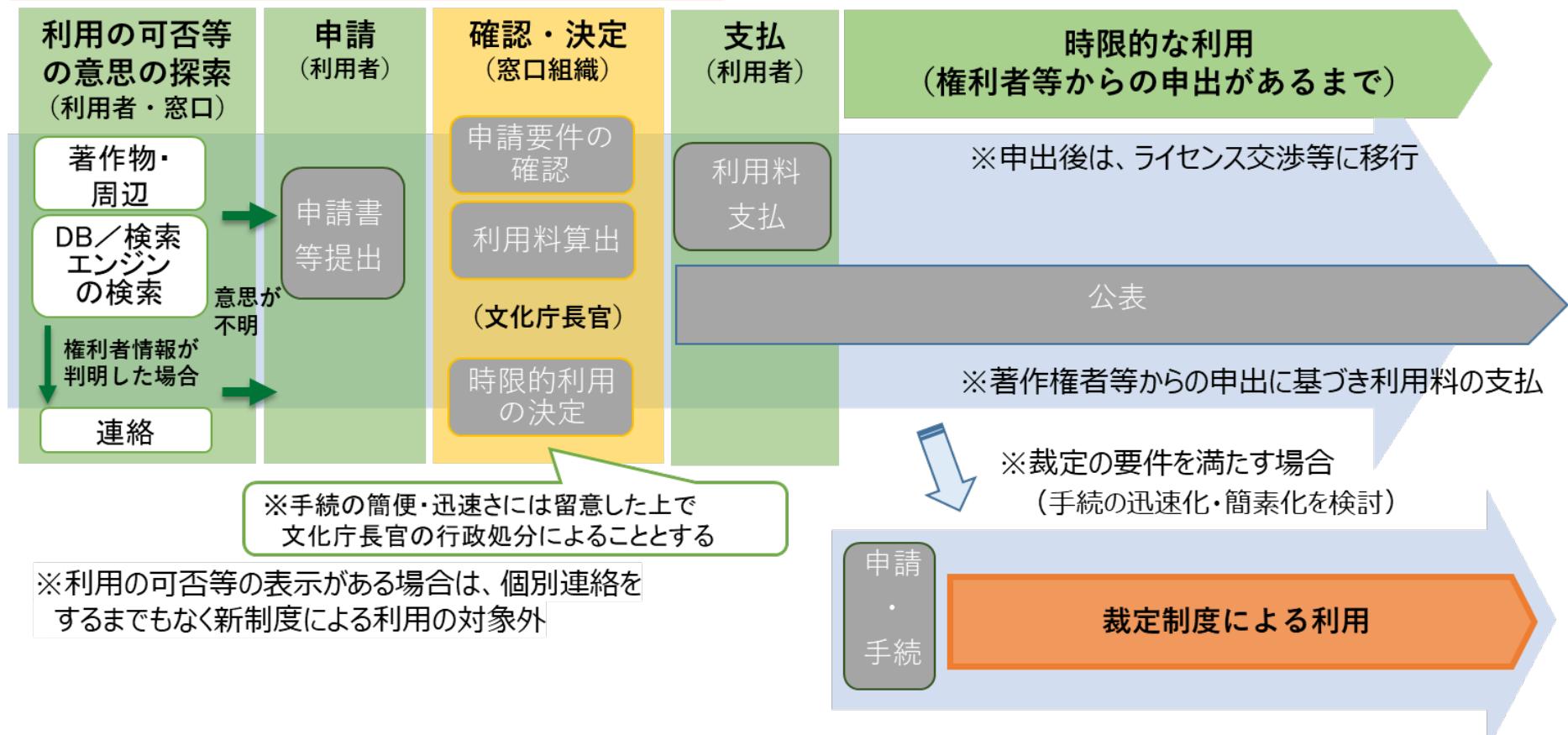
- 利用期間の上限内、かつ、著作権者等からの申出があるまでの間の時限的な利用を可能とする

※申出から利用停止までの一定期間の利用を含む

※著作権者等からの申出の機会確保のため、時限的な利用が決定した時は、その旨、広く公表する。

公表に当たっては、著作物や著作権者の特定に資するよう、公表に必要となる限度での当該著作物等の公衆送信等の利用を可能とする。

新制度の具体的なイメージ



※利用の可否等の表示がある場合は、個別連絡をするまでもなく新制度による利用の対象外

新制度の主な意義

- 著作物等の利用の可否や条件に関する著作権者等の「意思」が確認できない著作物等を対象とすること
- 著作権者等が申出を行えば利用を終了させることができる時限的な利用とすることで、著作権者等の権利を失わせることのない、柔軟なスキームとすること
- 窓口組織において手続を一元化し、著作権者等の探索や利用料算出手続を合理化することにより、利用者や関係団体の負担を軽減すること
- 裁定制度において、申請中利用まで1～2か月程度要していたケースがあるところ、相当程度の時間の短縮を図ること
- 新制度に係る手続を窓口組織が担うことにより、利用者のみの判断によらず手続の適正化を図ることができること

手続の迅速化・簡素化を図るため、文化庁長官による指定等の一定の関与を受けた窓口組織が、新制度の事務を担う。裁定制度に係る手続についても、利用者・権利者双方の負担軽減の観点から窓口組織の活用を図る。

窓口組織の担う事務のイメージ

- 利用者からの申請に係る相談（探索の支援や助言を含む。）及び申請の受付、申請要件の確認
※相談や申請の受付はデジタル・オンライン活用を想定
- 申請に係る利用料について算出（文化庁長官による一定の関与を設けた基準等により算出。
また、定型的な利用については裁定補償金額シミュレーションシステムの活用等を想定。）
※個々の利用申請ごとの利用料決定に係る文化審議会への諮問を不要とする
- 利用者からの申請書類、要件確認結果、利用料算出結果を文化庁長官に送付
- 時限的な利用に係る公表
※公表に必要となる限度での著作物等の公衆送信等の利用を可能とする
- 利用料の収受・管理
- 著作権者等からの申出の受付、本人確認、申出に基づく利用料の支払
(分配のための著作権者等の特定・探索等の業務は行わない)
- 権利者等が現れずに支払うことができない利用料について、権利者・利用者のための活用
(分野横断権利情報データベースの改良・拡充等)

窓口組織の運営・必要な体制整備等

- 著作権の実務に関して知見があり、公益性のある団体等を念頭に体制整備を行う。
- 手数料収入、公的な支援、共通目的事業等の活用を検討する。

現行規定

- 立法・行政の目的のための内部資料としての著作物等の複製や、裁判手続のための複製は、著作権者等の許諾を得ずに行うことができる。

対応の方向

- 立法・行政のデジタル化への対応を著作権法の観点からも支えていくために、**内部資料として必要となる著作物等の公衆送信や公の伝達を可能とする所要の制度改正が必要**
 - 行政手続及び裁判手続のデジタル化に対応するため、以下の所要の制度改正が必要
 - ・ 国民の利益等を確保する観点から、迅速・的確に審査を行う必要性が高い**特許審査等の行政手続及び行政審判に必要となる著作物等の公衆送信や公の伝達を可能とすること**
 - ・ 令和4年の民事訴訟法改正に伴う民事訴訟手続のIT化（※）に続き、民事訴訟以外の民事・家事事件手続が原則として電子化・オンライン化されることに伴い、適正な裁判の実施、裁判を受ける権利の保障の観点から、当該**民事・家事事件手続等に必要となる著作物等の公衆送信や公の伝達を可能とすること**
 - ・ その際、この公衆送信等については、法令上規定された手続・方法を対象とする
 - その際、**現行法下での複製行為において許容される範囲と同一の範囲**での公衆送信に限定することや、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないように留意するなど、現行規定にある「内部資料」や「ただし書」等の解釈・内容について、周知を徹底することが必要
- ※ 令和4年の民事訴訟法改正による民事訴訟手続のデジタル化に伴い、同法の規定による民事訴訟手続における著作物等の公衆送信等については、既に措置済み

現行規定

- 著作権侵害に対する損害賠償請求については、著作権法第114条において、以下のとおり、著作権者の損害の立証負担を軽減する規定を置いている。
 - 侵害品の譲渡等数量に基づき損害額を算定
 - 侵害者の得た利益を損害額と推定
 - ライセンス料相当額を損害額として請求可

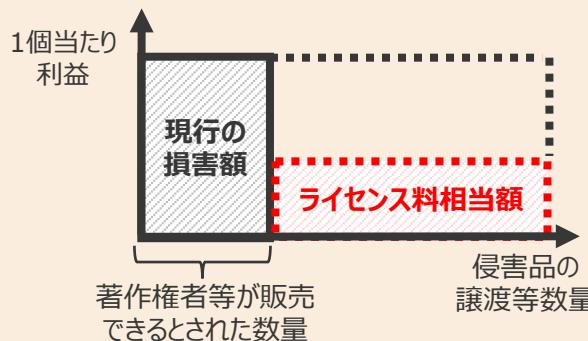
課題

- 第114条第1項の侵害者の譲渡等数量のうち、著作権者等の販売等の能力を超える等の数量について、ライセンス料相当額が認められるか、条文上明らかではなく、裁判実務上も判然としないが、権利者への十分な賠償、侵害の抑止、訴訟当事者の予見可能性等の観点から立法的解決が必要。
- ライセンス料相当額の認定に当たって、ライセンス機会を喪失させた等の訴訟当事者間の具体的な事情が十分に斟酌されているか、裁判実務上判然としない。

対応の方向

- 令和元年の特許法改正等を踏まえ、現行規定とその他の知的財産法体系との整合性をとる観点や、著作権者等の被害回復に実効的な対応策を取れるようにするニーズに対応する観点から、著作権法についても、以下のとおり、損害の算定方法を見直す。

- ✓ 著作権者等の販売等の能力を超える等の部分の損害をライセンス料相当額として損害額に加えることができる



- ✓ 著作権侵害を前提とした交渉額を考慮できる旨明記し、ライセンス料相当額の増額を図る



その他の課題

- 損害賠償額に「懲罰的な効果」を期待することについては、実損の填補を原則とする民法等の関係を踏まえる必要があることから、引き続き裁判実務の動向も注視しつつ、その具体的な必要性や状況等に応じて検討課題として扱う。
- ストリーミング型サイトの著作権侵害への対応その他の更なる立証負担の軽減策については、損害額の立証に資する技術の進展や、裁判実務の動向を踏まえつつ、今後の検討課題として取り扱う。
- 損害賠償制度の見直しに当たっては、権利者の実効的救済を追求する中で創作活動が萎縮しないよう留意して検討する。

現状の課題と取組

- デジタルコンテンツの需要の高まりと相まって、海賊版の被害は、我が国のコンテンツのあらゆる分野に拡大。一部で、被害が減少傾向にある媒体も確認されているものの、より巧妙化・複雑化しており、また国外が絡む事案が多く、対応はより困難になっている。
- こうした被害状況を踏まえ、民間・関係団体、文化庁、国際機関では、あらゆる手段を講じて海賊版対策の取組を進めている。
- 海外展開に当たっては、著作権等における課題に留意することが不可欠であり、文化庁・関係団体では、必要な知見の共有を図っている。

今後の方策

- 日本の権利者は、費用倒れになることの懸念や著作権に関する知識不足等によって、権利行使をしない傾向。そのため、権利者の権利行使を支援する観点から、文化庁では、令和4年度に「インターネット上の海賊版による著作権侵害対策情報ポータルサイト」を公開し、併せて相談窓口を開設。引き続き、これらを通じた情報の収集と発信を行い、権利者による権利行使の支援を強化。
また、損害賠償額の算定方法の見直しに取り組むことで実効性のある権利行使を実現。
- 海賊版問題には国境がなくなりており、諸外国と協働した海賊版対策がますます重要。文化庁でこれまで取り組んできた国際連携の取組の実績を活かしながら、諸外国との連携を拡充させるための新たな関係構築を進め、効果的に事業を実施することが必要。
- 正規版流通の促進については、海賊版対策の充実と両輪で進めることが重要。文化庁では、侵害対策と正規版の流通促進強化の双方を目的とした、利用者に対する普及啓発が求められる。
- 海賊版被害を減らし、正規版流通を促進するためには、海賊版を利用しない意識の醸成が有効。
特に若年層に対する国内外での普及啓発活動が重要。

著作物等の利用円滑化と適切な対価還元の実現に当たっては、著作権制度・政策の普及啓発や教育が欠かせない。特に、DX時代において、誰もが著作者となり、既存の著作物等を活用しながら新しい著作物を生み出していく潮流にある中、その普及啓発・教育の在り方もDX時代に対応したものである必要がある。

普及啓発に関する取組の現状

- 著作権に関する普及啓発に関しては、文化庁による制度・政策に関する普及啓発のみならず、学校教育や経済界とも連携した知的財産の創造を図る取組など多角的に行われている

今後の方針性

- 誰もが日常的に著作物等に接する中で、適切に著作物等を発信し、適法な利活用をすることにより、「**コンテンツ創作の好循環**」の最大化を目指す
- これからの著作権の普及啓発や教育に当たっては、次のような観点で検討を進める
 - ① **著作物等をどうすれば適法に利用する**ことができるかについての**方法の周知や利用の実践・経験**
 - ② **クリエイター目線での普及啓発**（著作物等を発信する際の意思表示の大切さや、利活用により初めて対価が生まれること、また集中管理といった対価還元の仕組みに係る理解）
 - ③ 著作物等の利用について、「白（適法である）」と断定することができるのは著作権者等であることを踏まえた著作権者等や企業による利用できる範囲の意思表示等の取組
 - ④ 青少年のインターネット利用に関する取組や法教育、防犯教育といった関連する分野や民間組織と連携した普及啓発
 - ⑤ 若い世代から大人まで、幅広い年代に対する日常的な著作物等の利活用場面での普及啓発

その他

- 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化に当たり、個人クリエイターをはじめとした著作権者や利用者への周知、普及啓発が必要
- 海賊版被害を少なくし、正規版流通を促進するため、利用者一人一人が海賊版を利用しないこと、「海賊版利用を許さない」意識や社会の醸成が重要